

3年生 社会科 巣立ち教育

2月18日に、長崎県弁護士法教育センターの出前授業として、3年生を対象に「社会に出る前に学んでおきたい『契約』と『法律』」というテーマで、鷲見賢一様をお招きして『巣立ち教育』を実施しました。

弁護士さんからの問いかけ「会社で働くときに〇〇してはいけないことは何ですか？」に対して、「副業してはいけない」「会社の金を盗んではいけない」など、生徒たちが自分の考えを発表することができました。生徒の意見をふまえ、それらの行為はどのような法律で禁止され、刑罰を受けることになるのかを教えていただきました。

また、「会社が間違ふこともある」という事例を通して、社会人として不利益を被らないために法律があることや対処法、相談先を教えていただくことができました。

質疑応答時には「弁護士の仕事」に関する質問も出るなど大変活発な授業になりました。

感想に「契約があることで生活は成り立っている」とあるなど、労働契約は法律に基づいて結ばれるもので、法によって守られていることを実感できました。法の重要性を学習する大変貴重な機会となりました。

